

平成 29 年
第 11 回南九州市農業委員会 議事録

1. 日 時 平成 29 年 11 月 29 日 (水) 午後 2 時～

2. 場 所 穎娃保健センター

3. 出席委員 (16 人)

会長 1 番 寶代 行廣

会長職務代理 2 番 今市 範男

委員 3 番 栗ヶ窪 和治 5 番 宮原 耕一

6 番 東 鈴子 7 番 田中 司 8 番 君野 潤二

9 番 松村 孝徳 10 番 吉崎 久男 11 番 菊永 多佳子

12 番 宮原 俊郎 13 番 徳永 映子

17 番 梶山 俊孝 18 番 栢木 いさ子

19 番 大隣 初美 20 番 月野 貴大

4. 欠席委員 (4 人)

4 番 下之門 信洋 14 番 松永 正美 16 番 永山 明美

15 番 東垂水 勝秀

5. 議 題

○ 開会の宣告

○ 会長諸般の報告

○ 事務局長諸般の報告

○ 開議の宣告

○ 日程第 1 会議録署名委員の指名

○ 日程第 2 会期決定の件

○ 日程第 3 議案審議に係る通知事案について

○ 日程第 4 農業経営改善計画認定者の報告について

○ 日程第 5 平成 29 年 6 月審議の農地法第 5 条に係る報告について

○ 日程第 6 議案第 70 号 農業振興地域整備変更計画書 (案) の意見決定
について

○ 日程第 7 議案第 71 号 農地法第 3 条許可申請に対する許可について

○ 日程第 8 議案第 72 号 農地法第 4 条許可申請に対する許可並びに意見聴取決定
について

- 日程第 9 議案第 73 号 農地法第 5 条許可申請に対する許可並びに意見聴取決定について
- 日程第 10 議案第 74 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に対する意見決定について
- 日程第 11 その他
- 閉議の宣告
- 閉会の宣告

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 芝原 和己

農政係長 加治佐和彦 係員 松元 久美 川原 三健

農地係長 上野 誠 係員 川畑 和成 橋村 将平

7. 会議の概要

開 会 午後 2 時

事務局長 定刻になりましたのでご起立願います。

「一同 礼」

ご着席願います。

議 長 それでは、出席確認を行います。下之門委員・松永委員・永山委員・東垂水委員から一身上の都合により、欠席届が提出されております。ただいまの出席人員は 16 名で、会議の定足数に達しております。

これより平成 29 年第 11 回南九州市農業委員会を開会いたします。

議 長 まず、会長諸般の報告でございますが、議案資料の 131 頁をご覧くださいと思います。（諸般の報告をおこなう）

議 長 続きまして事務局諸般の報告に移ります。事務局長の報告を求めます。

事務局長 諸般報告をおこなう

議 長 只今の、会長・事務局長諸般の報告に対しまして、質問、ご意見はございません

か。

委員 「なし」の声あり

議長 ないようでございますので、これより本日の会議を開きます。会議に先立ちお願いをいたします。会議録作成に必要でございますので、質疑、意見等発言を求める委員は、挙手の上、自分の議席番号を言ってから発言してください。

議長 日程第1 会議録署名委員の指名をおこないます。会議録署名委員は会議規則第19条第2項の規定によ13番 徳永委員、17番 梶山委員、を指名し、会議書記に加治佐農政係長を指名いたします。

議長 日程第2 会期決定の件を議題に供します。
お諮りします。本会議の会期は、本日11月29日の1日間としたいと思いますが、議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日限りの1日間とすることに決定しました。

議長 続きまして、日程第3 議案審議に係る通知事案について、事務局の説明を求めます。

農地係長 農用地利用集積計画の合意解約について説明いたします。

3ヶ年からになります。農用地利用集積計画による通知事案ですが、62件の合意解約がなされました。うち議案審議に係る分が、58件です。内容は、賃貸人が颯娃町〇〇の〇〇〇〇さん、賃借人は颯娃町〇〇の〇〇〇〇さん、ほかの申し入れです。解約の主導は、借り人主導によるものが3件で、貸し人主導によるものが8件、中間管理事業への載せ替えによるものが51件となっております。詳細は5ヶから15ヶをご覧ください。地目ごとの内訳は、田が98筆で47,341㎡、畑が21筆37,425㎡、合計119筆84,766㎡の合意解約となります。地域別では、颯娃地域2件、知覧地域8件、川辺地域52件となっております。

以上で、説明を終わります。ご審議方宜しくお願い致します。

議長 只今の事案について、質疑はありませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質疑なしと認めます。只今の案件につきましては、あくまでも通知事案でございますので、ご了承いただきたいと思います。

議長 続きまして、日程第4 農業経営改善計画認定者の報告についてを議題とします事務局に説明を求めます。

農政係長 それでは、資料は17頁からになります。今回認定されたのは4件です。再認定が3件あります。

まず、颯娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。現在、法人として系列農家6名により、面積20ha以上の茶園について120型1.5ラインを用いて荒茶の製造を行ってきました。今後、離農者や高齢農家等の農地を借り受けて、生産から加工まで一貫した経営を行い、系列農家等を含めた経営の安定化を目指したい考えです。経営改善目標を達成するために、農業委員会による優良農地のあっせんや経営管理・生産方式の合理化に努めるとともに、近代化資金を活用し製茶機械や茶園管理用の機械の整備等を希望しています。

次に、颯娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。これまで主に〇〇地域で、妻と長男3人で4haの茶園の経営を行っていました。今後、規模拡大と併せて優良品種への転換を図り、経営の安定と生産方式の省力化を進め、ゆとりある生活を実現したい考えです。経営改善目標を達成するために、農業委員会による優良農地のあっせんや経営管理・生産方式の合理化に努めるとともに、農業制度資金を活用した乗用型管理機の導入を希望しておられます。

次に、颯娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。これまで主に〇〇地域で、家族3人で4haの茶園の経営を行っていました。近年、高齢農家や兼業農家から農地の委託要請が増大しており、後継者の為にも規模拡大を図り、経営の安定化を行いたい考えです。経営改善目標を達成するために、農業委員会による優良農地のあっせんや経営管理・生産方式の合理化に努めるとともに、農業制度資金を活用した乗用型管理機の導入を希望しておられます。

次に、颯娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。これまで主に〇〇地域で、妻と2人で3.6haの茶園の経営を行っていました。今後も規模拡大を図り、経営の安定と生産の省力化に努め年間所得の安定をめざし、ゆとりある生活を実現したい考えです。経営改善目標を達成するために、農業委員会による優良農地のあっせんや経営管理・生産方式の合理化に努めるとともに、農業制度資金を活用した乗用型管理機の導入を希望しておられます。

尚、再認定等については、お目通しください。

議長 只今、事務局から報告のありました件について質問はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問なしと認めます。只今の案件につきましても、あくまでも報告事案でございますのでご了承いただきたいと思います。

議長 次に、日程第5 平成29年6月審議の農地法第5条許可に係る状況報告について、事務局の説明を求めます。

農地係長 農地法第5条許可に係る、本年6月に審議し許可相当の意見を付して県へ進達した案件について経緯を説明いたします。

23 頁からです。鹿児島市上荒田町の〇〇〇〇が、川辺町〇〇に全体面積 89,568 m²うち農地が 70,183 m²で、パネル枚数 20,186 枚、発電量 6,257kw の太陽光発電施設を計画しています。その転用申請については、本年5月と6月の総会にてご審議頂き、許可相当であるとの意見決定をし、農業会議の常設審議委員会を経まして、また面積が 2ha かつ 4ha を超えていますので、県が国と協議の上許可する分にあたり、南九州市農業委員会としては許可相当の意見を付して県へ進達した分です。その際総会においては、この申請農地を他の要件に該当しない中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等に該当するとの判断で、「第2種農地のその他の農地」と説明し、許可相当であるとの意見決定を経て、県へ「第2種農地のその他の農地」で許可相当の意見を付して進達しております。25 頁をご覧ください。今回この太陽光発電施設の計画地に、黒線の太枠の部分に、「団体営農地保全整備事業（シラス対策）」の受益地が含まれ、かつ工事完了年度が平成28年度であるため、まだ8年も経過していないことが判明しました。この申請農地を他の要件に該当しない中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等に該当すると判断しましたが、農業公共投資の対象となっているため、「第2種農地のその他の農地」であるとの判断が出来ない農地となりました。26・27 頁をご覧ください。この計画地においては、2回の農振除外申請があり、H28.10.13 と H29.5.15 に農振除外の認可がなされています。その際農業委員会においても農政課より農業振興地域整備計画変更に伴う意見書要請がなされていますので、総会を経て「第2種農地のその他の農地」であるとの意見書で回答しております。H28.10.13 で認可した農地は、受益地であり、工事完了年度から8年も経過していませんので、本来であれば農振除外も出来ない農地です。またこれと並行して、〇〇〇〇より企画課へこの計画地における土地売買等届書が提出され、企画課より農業委員会、農政課、耕地林務課等へ意見依頼がなされておりますが、その際も計画地が受益地であるとの意見はなされておられません。このような経緯を経て、本年5月に計画地全体の転用申請がなされた時には、計画地

には農振農用地もなく、農振上の白地となったため、現地の状況を判断して、この申請農地を他の要件に該当しない中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等に該当する「第2種農地のその他の農地」で判断した訳です。

本来であれば今回総会に諮りまして、「第2種農地のその他の農地」であり許可相当での意見書を付して県へ進達していますので、それを取下げて、申請農地が「第1種農地」に該当すれば太陽光発電施設での転用の許可できませんので、再度農業会議の常設審議委員会を経て、許可不相当の意見書を付して県へ進達しなければならない訳ですが、既に〇〇〇〇側におきましては、九電への工事負担金、〇〇地区に向けて電柱の敷設工事、地権者に対しても手付金等多額の投資がなされたとの説明がありました。また受益地を除いた計画変更をした場合は、経済産業省の再生可能エネルギー発電設備の認定を取り直すことになり、また買取価格が36円から21円となり採算が取れなくなるとの回答がありました。仮に農業委員会が、「許可不相当」で取下げをすると、事業者側からの提訴が想定されますことから、円満に解決する方法を模索するため、市当局と検討の上判断を保留しているものであります。

また、地元の方も現在荒れ地になっている計画地に対して草刈りなどで管理していますが、それも高齢化により年々難しくなっていると聞いております。また、一部住民の方より設置に反対する意見書が提出されているところです。これらのことから、事業所側と住民側の意見を十分検討し、市としての態度を決定する必要があることから、今回は経緯を報告させて頂き、状況等が確定した後に、事務手続きを進めていきたいと考えております。

議 長 只今、事務局から説明のありました案件について審議をお願いします。
質問、ご意見はございませんか。

梶山委員 その団体営農地保全整備事業はいつ終了したのですか。

農地係長 その事業は平成28年度に終了しております。

梶山委員 28年度といえば、ついこの前という事ですか。

農地係長 〇〇地区全体で完了したのが28年度で、該当地域はもう少し早めに終了していますが、残っていた西側の一部が終わって、全体の終了が28年度という事です。

梶山委員 該当地域は荒れているという事は、だいぶ前に完了していたのでしょうか。

事務局長 ここは、26年から27年にかけて側溝を入れたと思います。その後西側が農道と

側溝の事業が行われ、完了したのが28年度という事です。この事業は26年度から工事着手されたと耕地課の方から報告を受けています。

梶山委員 という事は、事前打ち合わせした時に、これに対して認識が無かったという事ですか。該当する課の人たちも。

事務局長 基本農振除外がありますので、そのなかで気づかないといけない案件ですが、その前に、最初申請があった時に一部しか農振農用地に入っていなかった、本来ならこの受益地全体が農振農用地入っていないとこの事業は出来なかったという事で聞いているのですが、まずそこが手落ちで、そこがきっちと農振農用地に括られていると、事業の相談があった時に農振農用地ですのでそれを外するのは難しいですよ、と言う判断になったかと思います。まずそこが最初の欠落です。

次に、当時除外の申請があった時に農業委員会や、関係の耕地課等もそうですが、事業が入っているかの確認がきます。それを受けて県の方との協議になるのですが、県の振興局との協議をするのですが、この事業が国庫補助はもらうのですが、県が入っていない市の単独事業という事になるので県の方でもチェックが出来なかったと、そういういくつかの漏れが重なって、今のこういう状況であること、先ほど係長からもありましたように、事業主が多額の投資をし、これで引っ込むという事には会社としてなかなかないだろうと、また、事業に反対をしている方もいらっしやるという事で、その折り合いをつけながら話を進めていきたいという市の考えがありますので、また状況が動きましたら、皆様に報告させていただきます。

今市委員 結局ここは太陽光は出来ないという事ですか。

事務局長 まだその判断が出来ないので、国、県としては補助金が入っていますので、対象額の補助金の返納をすれば、市として太陽光の設置で良ければそれでもかまいませんと、ただその補助金は今のところ市として支出する予定はないと、また事業者がその分を負担してでも設置するとなればその方向は見えるのですが、ただ反対をしている方がいるという事は性急にそれを進めるわけにもいかないと、反対の方、事業の方ときっちと協議を進めて行きたいというのが市の考えだという事でご理解をいただきたいと思います。

吉崎委員 この前、これに対する反対はないかと問うたら、無いという回答でしたが、その後反対が出てきたという事ですか、それと、畑かん地域等事業を行った直後は住宅などが建てられないのと同じ意味合いなのでしょうか。

事務局長 反対については、6月総会後の8月に市長あてに文書で送られてきました。また

土地利用については同じ考えです。

議 長 他に何かありませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問なしと認めます。只今の案件につきましても、あくまでも報告事案でございますのでご了承いただきたいと思えます。

議 長 これより審議に入ります。

日程第6 議案第70号農業振興地域整備変更計画書(案)の意見決定についてを議題といたします。

まずもって現地調査員の報告をお願いいたします。

田中委員 11月17日、大隣 初美 委員、事務局及び関係者立ち会いのもと、現地調査をおこないましたので、ご報告いたします。番号1番、3番、4番、5番について説明いたします。

まず29番、番号1番です。申請人は鹿児島市〇〇の〇〇〇〇さんです。申請地は、穎娃町〇〇、山林の1,829㎡です。申請人は、太陽光発電に適した申請地を譲り受けて発電設備を設置し、発電事業しようとするものであり、「農用地区域からの除外」となっております。なお、申請地は、平成28年6月から使用されており、始末書が提出されています。申請地は、穎娃庁舎から〇〇に〇〇で〇〇kmの〇〇〇〇の〇〇に位置します。詳細は30番から33番をご覧ください。

次に、番号3番です。申請人は知覧町〇〇の〇〇〇〇です。申請地は、知覧町〇〇、ほか10筆、田の3,136㎡です。申請人は社会福祉法人であり、既存施設(〇〇〇〇)の道路反対側に位置する申請地を譲り受けて、不足している作業所とスポーツ活動と避難所を目的としたゲートボール場と多目的広場を整備しようとするものであり、「農用地区域からの除外」となっております。なお、申請地は現在、譲渡人らにより植林され山林として管理され、始末書が提出されています。申請地は、知覧庁舎から〇〇に〇〇で〇〇kmの〇〇〇〇の南側に位置します。詳細は38番から41番をご覧ください。

次に、番号4番です。申請人は知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請地は、知覧町〇〇、山林の1,841㎡です。申請人は、太陽光発電に適した申請地に発電設備を設置し、発電事業しようとするものであり、「農用地区域からの除外」となっております。申請地は、知覧庁舎から〇〇に〇〇で〇〇kmの〇〇集落に位置します。詳細は42番から45番をご覧ください。

次に、番号5番です。申請人は、薩摩川内市御陵下町の〇〇〇〇さんです。申請

地は、知覧町〇〇、山林の2,294 m²です。申請人は、太陽光発電に適した申請地に発電設備を設置し、発電事業しようとするものであり、「農用地区域からの除外」となっております。申請地は、知覧庁舎から〇〇に〇〇で〇〇kmの〇〇に位置します。詳細は46頁から49頁をご覧ください。

1番、3番、4番、5番の申請地は、農用地区域内にありますが、他の農地には耕作道路が確保されているため、集団化及び作業効率への支障はなく、用排水路等に支障を及ぼす恐れもないものと判断しました。代替地については、数ヶ所検討しましたが、適当な場所がなかったとのことであります。また、1番の雨水排水については、自然流下で道路側溝に放流します。3番の雨水排水については、自然流下により水路へ放流し、汚水・生活雑排水は合併浄化槽で処理後道路側溝へ放流します。なお、3番については、農地法第5条の転用許可申請が提出されておりますので、のちほど農地転用でもご審議していただきます。4番の雨水排水は、自然流下で道路側溝に放流する計画で、5番の排水については、排水側溝を設置し、道路側溝に放流する計画です。このことから、1番、3番、4番、5番の「農用地区域からの除外」については、やむを得ないものと判断しました。

現地調査の報告を終わります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

今市委員

次に29頁、番号2番です。申請人は知覧町〇〇の〇〇〇〇です。申請地は、知覧町〇〇、ほか31筆、田の9,278 m²です。申請人は食肉加工販売を営む法人であり、既存の加工工場の隣地である申請地を譲り受けて中間加工業者向けの食肉加工工場を建設するものであり、「農用地区域からの除外」となっております。申請地は、知覧庁舎から〇〇に〇〇で〇〇kmの〇〇集落に位置します。詳細は34頁から37頁をご覧ください。申請地は、農用地区域内にありますが、他の農地には耕作道路が確保されているため、集団化及び作業効率への支障はなく、用排水路等に支障を及ぼす恐れもないものと判断しました。代替地については、数ヶ所検討しましたが、適当な場所がなかったとのことであります。また、雨水排水については、溜桝を設け水路へ放流し、汚水・生活雑排水は既存の合併浄化槽で処理後道路側溝へ放流します。このことから、「農用地区域からの除外」については、やむを得ないものと判断しました。

現地調査の報告を終わります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議 長

ここで事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長

それでは補足説明をいたします。

農業振興地域の変更条件には、代替地の検討、農地の集団化・作業効率への影響、用排水路への影響について検討することとなっております。これらの条件につきましては、現地調査員の報告のとおりであります。また土地改良事業等については、2

番が昭和13年から16年に耕地整備事業がなされており、知覧町土地改良区からやむを得ない旨の意見書が農政課へ提出されるとのことです。ほかは、土地改良事業等は、実施されていません。このことから、1番から5番の農用地からの除外についてはやむを得ないものと判断されるということです。

以上で、補足説明を終わります。ご審議方宜しくお願い致します。

議 長 只今、現地調査員の報告並びに事務局から補足説明のありました案件について審議をお願いします。

質問、ご意見はございませんか。

東 委員 審議番号1番ですが、始末書が出され、28年6月から使用されていたとありますが、これはもう設置されていたという事でしょうか。

農地係長 はい、設置されていました。

東 委員 こんなのも、とおるものですか。

農地係長 ここは、地目は山林でした。今回その中で他の農振除外の調査の段階で発見され、農振除外の手続きの指導を行ったものです。

吉崎委員 地目は山林でも、それでは施設を設置してから始末書で済ました方が楽なのではないですか。

事務局長 皆さん農振農用地というと、農地だけと思いがちですが、農振農用地のエリア内には山林もあります。集団的な農地として使うそのエリア内は、山林があっても農地としてエリアを守っていくのですよと、農政課の方でエリアを分けるのですが、農地法が適用されるのは、あくまでも田、畑の農地である部分であります。今回のように農振地域にはあるが、農地法の適用を受けないもあります。それについては農地法の適用を受けないので、どうなってもいいのかという話になりますが、それについてはしっかりと除外をして設置をするのが筋であろうかと思えます。今回はその手続きをされた方がおられて、たまたま隣が本人は山林なのでそのような手続きは必要ないと思って手続きしていなかったのを、今回指導を行ったという事です。基本我々の範疇としましては、農地につきまして転用可能か、又はその筆がそのエリアで農地として残すべきかどうかの判断を行うことになろうかと思えます。

議 長 他にございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。

議案第70号による農業振興地域整備変更計画書（案）に係る案件については、申請どおり適当意見とすることに、ご異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第70号農業振興地域整備変更計画書（案）に係る案については、申請通り適当意見とすることに決定いたします。

議長 次に、日程第7 議案第71号 農地法第3条許可申請に対する許可についてを議題とします。事務局の提案説明を求めます。

農地係長 それでは、農地法第3条の規定による農地等の権利移動の許可申請に対する許可についてご説明申し上げます。

51 号からになります。今回の申請は、所有権移転9件、賃貸借権設定1件、使用貸借権設定1件の計11件になります。所有権移転について、譲渡人は始良市東餅田の〇〇〇〇さん、譲受人は穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん、ほかの申請であります。内訳は、田が10筆で3,374㎡、畑が21筆で34,529㎡、合計31筆37,903㎡となっています。理由は、1・8番が知人より、2・4・5番が父より、3番が兄より受贈、ほかは規模拡大によるものとなっております。土地の取引価格につきましては、10aあたり、田が67,000円で、畑が300,000円で売買される予定です。地域別では、穎娃1件、知覧4件、川辺4件でございます。

続きまして、賃貸借権設定について、貸人は穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん、借り人は穎娃町〇〇の〇〇〇〇さんで、内訳は畑3筆の4,302㎡使用貸借権設定については、貸人は知覧町〇〇の〇〇〇〇さん、借り人は〇〇〇〇さんで、内訳は畑1筆の1,636㎡となっております。理由としましてはそれぞれ規模拡大によるものです。法第3条第2項各号の判断については、56 号から61 号の調査書及び62 号から64 号の営農計画書のとおりでございます。以上の案件については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、事務局としましては、許可要件のすべてを満たしていると判断いたします。

以上でございます。

議長 只今、説明のありました案件について審議をお願いいたしますが、所有権移転の審議番号2番については宮原 俊郎 委員が議事参与の制限に該当しますので、ま

ず、該当者のいない案件について、全委員で審議いたします。

質問、ご意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。

議案第71号 農地法第3条許可申請に対する許可に係る案件の内、所有権移転の審議番号2番を除く8件と賃借権設定の全案件について申請どおり許可することにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第71号農地法第3条許可申請に対する許可については、所有権移転の審議番号2番を除く8件と賃借権設定の全案件について申請どおり許可することについては、申請どおり許可することに決定いたします。

議長 引き続き、議案第71号のうち、議事参与の制限に該当する案件について審議を行います。宮原 俊郎 委員の退室を求めます。

(宮原 俊郎 委員, 退室)

議長 これより、質疑を行います。質問、ご意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質疑がございませんので、採決いたします。

議案第71号 農地法第3条許可申請に対する許可の内、所有権移転の審議番号2番案件について、申請どおり許可することにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第71号 農地法第3条許可申請に対する許可の内、所有権移転の審議番号2番については、申請どおり許可することに決定いたしました。

(宮原 俊郎 委員 入室)

議 長 宮原 俊郎 委員に報告いたします。農地法第3条許可申請に対する許可の内議事参与の制限に該当する案件については、申請どおり許可することに決定いたしました。

議 長 次に、日程第8 議案第72号 農地法第4条許可申請に対する許可に係る案件についてを議題といたします。
まず、現地調査員の報告を求めます。

今市委員 66頁、審議番号1番です。申請人は川辺町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請農地は、川辺町〇〇、ほか2筆、畑の1,182㎡です。申請地の周辺は、住宅地で利便がよいことから、集合住宅2棟（12戸入居）を建築し、併せて入居者及び客用19台分の駐車場を整備するものです。申請地は、川辺庁舎から〇〇に〇〇mの〇〇集落に位置します。詳細は、議案資料の67・68頁の地図をご覧ください。申請地の北側は本年9月に転用許可した田と宅地に、西側は水路を挟んで雑種地に、南側は道路に、東側は道路、雑種地、宅地に接しています。現状のままで利用し、よう壁を設けるので土砂等が流出する恐れはなく、雨水は水路へ放流し、汚水・生活雑排水は浄化槽で処理し道路側溝へ放流します。日照・通風等については2m程度の緩衝地を設け建築高を7.5mとするので、影響を及ぼす恐れはないと判断しました。このことから、共同住宅への転用は、やむを得ないものと判断いたしました。

現地調査の報告を終わります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議 長 ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長 補足説明いたします。

立地基準ですが、申請農地は、都市計画法で「第1種住居地域」として用途区域が定められていることから、第3種農地の「都市計画用途区域農地」と判断されます。続きまして、一般基準の資力及び信用ですが、全額融資で賄うまかなう計画で、申請書に添付されました書類で確認ができていますので適当であると考えます。転用行為の妨げになる者は、農家台帳を確認しましたところ該当するものはいません。関係行政庁の許認可等については、申請地内に水路がありますので、水路の払下げ申請中でありませぬ。（許可指令書は、その払下げの契約後に交付）また、速やかな転用も確実であると思われませぬ。これらのことから、共同住宅への転用はやむを得ないと判断するところだす。

以上で、補足説明を終わります。ご審議方宜しくお願ひ致します。

議 長 只今、現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします。質問、ご意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。
議案第72号 農地法第4条許可申請に対する許可に係る案件については、申請どおり許可することにご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第72号 農地法第4条許可申請に対する許可並びに諮問決定については、申請どおり許可することに決定されました。

事務局長 補足いたします。
係長からも説明がありましたが、水路の払い下げにつきましては、現在申請中で、昨日、公有財産価額評定委員会がございまして、払下げ価格が決定いたしましたので、今後申請者と協議し、払下げが決定された時点で、この申請の許可指令書を交付することになります。

議 長 ここで15分ほど休憩いたします。

議 長 再開いたします。
次に、日程第9 議案第73号 農地法第5条許可申請に対する許可並びに意見聴取決定についてを議題といたしますが、まずもって現地調査員のご報告を求めます。
まず、所有権移転の7件の報告をお願いします。

大隣委員 審議番号1番、6番、7番について報告いたします。
まず、70頁、審議番号1番について、譲受人が穎娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。譲渡人が穎娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請農地は、穎娃町〇〇、畑の41㎡です。申請人は申請地の近くに居住し、自宅近くの利便性が高い申請地を譲り受けて来客用の駐車場を整備しようとするものであります。申請地は、穎娃庁舎から〇〇に〇〇kmの〇〇集落に位置します。詳細は、議案資料の72・73頁の地図をご覧ください。申請地の西側は畑に、ほかは道路に接しています。現状のまま利用するので土砂流出等

の恐れはありません。雨水は道路側溝に放流し、日照通風等については駐車場としての利用であり影響を及ぼす恐れはなく、このことから、駐車場への転用は、やむを得ないものと判断いたしました。

次に71号、審議番号6番です。先ほど農振の除外申請の3番で、ご審議して頂いた分です。譲受人が知覧町〇〇の〇〇〇〇です。譲渡人が知覧町〇〇の〇〇〇〇さん、ほか7名です。申請地は、知覧町〇〇、ほか10筆、田の3,136㎡です。申請人は社会福祉法人であり、既存施設(〇〇〇〇)の道路反対側に位置する申請地を譲り受けて、不足している作業所とスポーツ活動と避難所を目的としたゲートボール場と多目的広場を整備しようとするものです。なお、申請地は現在、譲渡人らにより植林され山林として管理されており、始末書が提出されています。現地場所は、先ほど説明しましたので省略致します。詳細は、議案資料の84号から86号の地図をご覧ください。申請地の西側は山林に、南側は山林と田に、ほか道路に接しています。最高50cm程度の盛土と切土を行いますが、よう壁と防護柵を設けるので土砂流出等の恐れはなく、雨水は自然流下で放流し、汚水・生活雑排水は浄化槽で処理し道路側溝へ放流します。日照通風等については、緩衝地を2m程度設けるので影響を及ぼす恐れはなく、このことから、作業所及びゲートボール場、多目的広場への転用は、やむを得ないものと判断いたしました。

次に、審議番号7番です。譲受人が枕崎市桜木町の〇〇〇〇さんです。譲渡人が知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請地は、知覧町〇〇、畑の499㎡です。申請人は、現在市外の借家住まいで、両親が高齢になってきたことから、申請地を父親から譲り受けて、一般住宅を建築しようとするものです。申請地は、知覧庁舎から〇〇に〇〇kmの〇〇集落に位置します。詳細は、議案資料の87・88号の地図をご覧ください。申請地の北側は畑に、南側は山林に、ほかは道路に接しています。最高50cm程度の切土を行いますが、よう壁を設けるので土砂流出等の恐れはなく、雨水は溜柵を設け道路側溝に放流し、汚水・生活雑排水は浄化槽で処理し道路側溝へ放流します。日照通風等については、緩衝地を5.5m設け、建築高5.5m程度とするので影響を及ぼす恐れはなく、このことから、一般住宅への転用は、やむを得ないものと判断いたしました。

現地調査の報告を終わります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

今市委員

次に、70号、審議番号2番です。譲受人が知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。譲渡人が神奈川県横須賀市の〇〇〇〇さんです。申請農地は、知覧町〇〇、畑の1,958㎡です。申請地は日当たりが悪く、また礫混じりの土壌で耕作条件が悪いため、譲り受けて山林として管理しようとするものです。なお、申請地は、平成10年に植林され、始末書が提出されています。申請地は、知覧庁舎から〇〇に〇〇kmの〇〇集落に位置します。詳細は、議案資料の74・75号の地図をご覧ください。申請地の西側と東側は畑に、北側は山林に、南側は道路に接しています。現状のまま利用するので土砂流

出等の恐れはなく、雨水は自然流下で放流し、日照・通風等についても境界から4m程度離して植林するので影響を及ぼす恐れはないと判断しました。このことから、山林への転用は、やむを得ないものと判断いたしました。

現地調査の報告を終わります。ご審議方よろしくお願いたします。

月野委員

審議番号3番から5番について報告致します。

まず、70の審議番号3番です。譲受人が知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。譲渡人が知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請農地は、知覧町〇〇、畑の82㎡です。譲受人は、申請地の隣接地の畑に一般住宅の建築を計画し転用許可を得ています。

(H29.7.5許可)申請地は不整形で農地としての有効利用できないので、譲渡人より無償で譲り受けて、一般住宅の一部として整備しようとするものです。申請地は、知覧庁舎から〇〇に〇〇kmの〇〇集落に位置します。詳細は、議案資料の76・77の地図をご覧ください。申請地の南側は畑に、ほかは道路と譲受人が一般住宅を計画している畑に接しています。50cm程度の盛土を行いますが、のり面保護するので、土砂流出の恐れはなく、雨水は道路側溝に放流し、日照・通風等については、2m程度の緩衝地を設けるので、影響を及ぼす恐れはなく、このことから、一般住宅への転用は、やむを得ないものと判断いたしました。

次に、審議番号4番です。譲受人が知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。譲渡人が鹿児島市真砂本町の〇〇〇〇さんです。申請農地は、知覧町〇〇、畑の1,718㎡です。譲受人は、申請地隣接の宅地を借り受けて居住しています。譲渡人より申請地と居住している宅地と一緒に取得して欲しいとの要望があり、申請地を譲り受けて椿等を植林して管理しようとするものです。申請地は、知覧庁舎から〇〇に〇〇kmの〇〇集落に位置します。詳細は、議案資料の78・79の地図をご覧ください。申請地の北側は宅地に、西側は畑に、ほかは道路に接しています。現状のままで利用するので土砂流出等の恐れはなく、雨水は自然流下とし、日照・通風等については、花木の高さを2m程度とするので、影響を及ぼす恐れはなく、このことから、山林への転用は、やむを得ないものと判断いたしました。

次に、71の審議番号5番です。譲受人が日置市吹上町の〇〇〇〇さんです。譲渡人が知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請農地は、知覧町〇〇、ほか1筆、畑の981㎡です。申請地は日当たりが悪く耕作条件が悪いことから、高齢の父親から譲り受けて山林として管理しようとするものです。なお、申請地は昭和60年に植林され、始末書が提出されております。申請地は2ヶ所あり、1ヶ所目は知覧庁舎から〇〇に〇〇kmの〇〇集落に位置し、東側と西側は山林に、ほかは水路と道路に接しています。2ヶ所目は、川辺庁舎から〇〇に〇〇kmの県道〇〇線の〇〇集落入口付近に位置し、東側は道路に、ほかは山林に接しています。詳細は、議案資料の80から83の地図をご覧ください。申請地の2ヶ所とも、現状のままで利用するので土砂流出等の恐れはなく、雨水は自然流下で放流し、日照通風等については緩衝地を3m程度設ける

ので影響を及ぼす恐れはなく、このことから、山林への転用は、やむを得ないものと判断いたしました。

現地調査の報告を終わります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議 長 ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長 まず、所有権移転の審議番号1番から7番について補足説明いたします。

立地基準ですが、審議番号1番、2番、4番、5番、7番については、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当することから、第2種農地のその他の農地と判断されます。審議番号3番は、周囲に10ha以上の集団性があり、生産性が高いため第1種農地と判断されますが、申請地周辺には概ね50m以内に3戸以上の住宅が連担しているため、第1種農地の中で例外的に許可できる集落接続施設に該当すると思われます。審議番号6番は、周囲に10ha以上の集団性があり、生産性が高いため第1種農地と判断されますが、既存施設の「〇〇〇〇」の敷地面積13,865㎡で、今回の拡張部分が3,136㎡で既存施設の2分の1を超えないので、第1種農地の中で例外的に許可できる既存施設の拡張に該当すると思われます。続きまして、一般基準の資力及び信用ですが、審議番号2番、5番及び6番以外の申請者は、過去に違反転用等を行ったことが無く、審議番号1番、3番、4番は、必要な資金を自己資金で賄う計画で、7番は自己資金と融資で賄う計画で申請書に添付されました書類で確認ができていますので適当であると考えます。2番は、平成10年に植林し、5番は昭和60年に植林し、6番については譲渡人らにより植林されており始末書が提出されています。6番の譲受人による転用に必要な資金は、全額自己資金で賄う計画です。転用行為の妨げになる者は、審議番号1番から7番とも農家台帳を確認しましたところ該当するものはいません。関係行政庁の許認可等については、特に必要ありません。また、許可後の速やかな転用も審議番号2番と5番は転用済みであり、ほかも確実であると思われます。これらのことから、審議番号1番の駐車場へ、審議番号2番、4番、5番の山林へ、審議番号3番、7番の一般住宅へ、審議番号6番の就労継続支援B型事業所他への転用はやむを得ないと判断するところではす。

次に、89号です。先月10月の総会において保留になった分です。譲受人が鹿児島市西別府町の〇〇〇〇、譲渡人が川辺町〇〇の〇〇〇〇さん、申請農地が、川辺町〇〇、ほか1筆の畑1,913㎡です。転用目的が太陽光発電施設です。先月の総会におきましては、敷地を砂利敷きにして雨水を浸透により処理し、余りを自然流下で西側の道路を横断して側溝に放流する

計画でした。市建設課と未協議であるため保留にさせていただきました。今回90分の流出抑制計画図により、敷地を砂利敷きにして雨水を浸透により処理しますが、余りは東側に集水枡を設け水路へ放流する計画に変更されました。水路を管理する〇〇地区水利組合とは同意済みであり、同意書も確認しました。これらのことから、今回の審議番号8番の太陽光発電施設への転用はやむを得ないと判断するところです。

以上で、補足説明を終わります。ご審議方宜しくお願い致します。

議 長 只今、現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします。

質問、ご意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。

議案第73号農地法第5条申請に対する許可並びに諮問決定に係る案件については、申請どおり許可し、県農業会議へ意見聴取することにご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第73号に係る案件については、申請どおり許可し、県農業会議へ意見聴取することに決定されました。

議 長 次に、日程第10 議案第74号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項及び20条2の規定による農用地利用集積計画に対する意見決定についてを議題といたします。事務局に提案説明を求めます。

農地係長 農業経営基盤強化促進法 第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の意見決定について説明いたします。92分から128分になります。

まず、「所有権移転」についてですが、譲渡人は鹿児島市の〇〇〇〇さん、譲受人は穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん、ほか7件であります。理由は、全て規模拡大によるものとなっております。地目の内訳は畑が11筆の23,278㎡であります。申請農地の取引価格については、10aあたり236,000円から810,000円で売買される予定です。地域別では、穎娃2件、知覧4件、川辺2件となっております。

次に、「賃貸借利用権」の設定であります。94分から109分になります。利用権を設定する者は、穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん、利用権の設定を受ける者は、穎娃町〇

○の○○○○さん、ほか70件になります。設定面積は、田が116筆で63,159㎡、畑が47筆で55,214㎡の合計163筆の118,373㎡になります。地域別では、穎娃が4件、知覧が7件、川辺が60件、合計71件となっております。

次に、「使用貸借利用権の設定」であります。110筆から129筆になります。利用権を設定する者は、穎娃町○○の○○○○さん、利用権の設定を受ける者は、穎娃町○○の○○○○さん、ほか56件になります。設定面積は、田が162筆の71,983㎡、畑が37筆の36523.87㎡、となっております合計199筆の20892.87㎡になります。地域別では、穎娃地域1件、知覧地域3件、川辺53件となっております。

以上、全ての案件について利用集積計画を確認しましたところ、その内容は基本構想に適合し、その農用地の全てにおいて耕作又は養畜の事業を行い、また事業に必要な農作業に常時従事し、その土地を効率的に利用することが認められ、併せて当該土地に権利を有する者の全ての同意が得られていることを確認いたしました。

以上で説明を終わります。ご審議方宜しくお願い致します。

議 長 只今、説明のありました案件について審議をお願いいたしますが、使用貸借利用権設定の番号2番については宮原 俊郎 委員が議事参与の制限に該当しますので、まず、該当者のいない案件について、全委員で審議いたします。質問、ご意見はございませんか。

梶山委員 貸借利用権設定のなかで利用権の設定を受ける者の中で振興公社がありますが、これは金額も決まっているようですが、金額が決まっているという事は相手も決まっているという事ですか。

農地係長 その通りです。

梶山委員 それでは来月に利用権の設定でこの逆がでてくるという事ですか。

事務局長 中間管理事業においては、貸し手が中間管理機構の振興公社へ貸付しあとは、機構から直接行くので審議はございません。

議 長 他に質問はありませんか

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。

議案第74号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に係る全案件と貸借利用権の設定の全案件、及び使用貸借利用権設定の番号2番を除く56件

については、申請どおり適当意見とすることに、ご異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。

よって議案第74号の案件の内、所有権移転の全案件と賃貸借利用権の設定の全案件、及び使用貸借利用権設定の番号2番を除く56件については、申請どおり適当意見とすることに決定しました。

議長 引き続き、議案第74号のうち、議事参与の制限に該当する案件について審議を行いますので宮原 俊郎 委員の退室を求めます。
(宮原 俊郎 委員，退室)

議長 これより、質疑を行います。質問、ご意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質疑がございませんので、採決いたします。

議案第74号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の内、使用貸借利用権設定の審議番号2番については、申請どおり適当意見とすることにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第74号の内、議事参与の制限に該当する、使用貸借利用権設定の審議番号2番については適当意見とすることに決定いたしました。
宮原 俊郎 委員の入室を許可します。
(宮原 俊郎 委員，入室)

議長 宮原 俊郎 委員に報告いたします。議案第74号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の内、使用貸借利用権設定の審議番号2番については、申請どおり適当意見とすることに決定されました。

議長 次に、日程第11 その他でございますが、委員の方々から何かございませんか。

田中委員 農地転用等で始末書がときたま提出されますが、農業委員等が始末書を提出するような案件が生じた場合、事務局はどのように考えていますか。

もう一点は近頃、太陽光の設置が多くありますが、固定資産税への反映はどうなっているか、この2点について回答できる範囲で回答ください。

事務局長 始末書について今回は、その必要性を認知していない分について1件ありましたが、委員に関係するものは、ありませんでしたが、今後もそのようなことが無いように周知していきたいと思えます。また固定資産税については太陽光の効果は調査されていませんが、固定資産税が約1億程度増加したとの話は伺っていますが、これが太陽光の効果なのか悪鬼利しませんので、税務課で把握していれば解り次第お知らせいたします。

議 長 無いようでございますが、事務局は何かございせんか

事務局長 今後の日程について連絡する。

議 長 只今の件について、ご質問はございせんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 他にございせんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 無いようでございますので、以上で本日の総会に付議されました全案件の審議は終了いたしました。

議 長 これにて本日の会議を閉じ、併せて平成29年第11回南九州市農業委員会を閉会いたします。
ご起立願います。

事務局長 「一同 礼」

閉 会 午後 時

南九州市農業委員会会議規則第19条第2項の規定により署名する。

南九州市農業委員会議長 _____

会議録署名委員 13番 _____

会議録署名委員 17番 _____